

監査報告書のひな型について

- 1 この監査報告書のひな型は、監査委員会が監査報告書を作成する際の参考に供する目的で、その様式、用語等を示すものである。本来、監査報告書は、各社がその監査の実状に基づいて作成するものであり、従って、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下、「商法特例法」という。）及び商法施行規則等に従い、それぞれの創意工夫のうえ、作成されることが望ましい。
- 2 監査委員会は、監査の前提となる会社の内部統制システム（リスク管理システムを含む）が効果的に構築・運用されているかどうかを監査する必要がある。そこで、本ひな型では、内部統制システムの監視、検証、及びそれらの結果について特に言及している。
また、連結会計の時代を迎えていることに配慮し、「監査の方法の概要」において、子会社に対する営業報告請求及び業務・財産状況の調査についても言及した。
- 3 「監査の方法の概要」については、監査の信頼性を正確に判断できるように配慮しながら、監査委員会が実際に行った監査の方法について明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。ただし、監査委員会が行う監査は、会社の内部統制システムと有効に連携して行うことが予定されていると一般に解されており、それだけに「監査の方法の概要」は、各社の内部統制システム等の構築・運用状況等によって、多様なものとなることが予想される。そこで、本ひな型では、注記方式を採用し、適宜解説を加えている。各社においては、各会社の組織、内部統制システムの状況、常勤監査委員の有無、及び各監査委員の業務分担の違い等に配慮しながら、注記等も参考として監査報告書を作成されたい。
監査報告書が監査委員の善管注意義務の履行を前提として作成されるものであることはいうまでもない。監査委員会は、当該義務を果たしたことを裏付けるために、監査の基準を明確にし、監査の記録・監査委員会の議事録等を整備しておかなければならない。
- 4 「監査の結果」の項に関して指摘すべき事項がある場合には、その旨とその事実について明瞭かつ簡潔に記載する必要がある。
- 5 商法特例法第 21 条の 29 第 2 項第 3 号により準用される商法第 281 条ノ 3 第 2 項第 12 号にいう必要な調査ができなかった場合には、その旨及びその理由を該当する項に記載する。
- 6 各監査委員は、監査委員会と異なる意見がある場合には、「監査の結果」の次の項に当該監査委員の氏名を記載し、異なる意見とその理由を明瞭かつ簡潔に記載する。

- 7 監査報告書には、執行役から営業報告書に記載されていない後発事象として報告があったときは、その事実を記載しなければならない。ただし、会計監査人の監査報告書に記載があるものについては、この限りでない。

- 8 監査報告書は、電磁的記録により作成することもできる。この場合、各監査委員の署名押印は電子署名による。

平成 年 月 日

株式会社
執行役 殿 (注1)

監査委員会 (注2)

監査報告書の提出について

当監査委員会は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 21 条の 29 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を作成いたしましたので、ここに提出いたします。

以上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 期営業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要 (注3)

監査委員会は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という。)」第 21 条の 7 第 1 項第 2 号及び商法施行規則第 193 条に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びにそれに基づき構築されている内部統制システム(注4)について監視・検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等(注5)に従い、会社の内部統制所管部門等と関係の上(注6)、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け又は聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました(注7)。また、会計監査人から報告及び説明を受け、これに基づき計算書類及び附属明細書につき検証いたしました。

取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役又は執行役等から報告を求め、詳細に調査いたしました(注8)。

2. 監査の結果

- (1) 商法特例法第 21 条の 7 第 1 項第 2 号及び商法施行規則第 193 条に掲げる事項に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 会計監査人 (監査法人の名称又は公認会計士の事務所名若しくは氏名) の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役又は執行役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません^(注9)。
なお、取締役又は執行役の競業取引、取締役又は執行役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役及び執行役の義務違反は認められません。
- (7) 子会社調査の結果、取締役及び執行役の職務執行に関し指摘すべき事項は認められません。

3. 監査委員 の意見 (異なる監査意見がある場合)

4. 後発事象 (重要な後発事象がある場合)

平成 年 月 日

株式会社 監査委員会

監査委員^(注10) 印

監査委員 印

監査委員 印

(自 署^(注11))

(注) 監査委員 及び は、商法特例法第 21 条の 8 第 4 項ただし書に規定する社外取締役であります。

-
- (注1) 監査報告書の提出先は、商法特例法第21条の29第1項及び第21条の26第1項により「取締役会が指定した執行役」とされている。その者の肩書・氏名等を記載する。
- (注2) 送り状の監査委員会の印の取扱い及び監査委員名の表示については、各社の内規による。
- (注3) 「1. 監査の方法の概要」においては、実際に行った監査の方法を記載する。当期における会社固有の監査事項がある場合には、とくにその監査の方法を記載すべきである。
- (注4) 「内部統制システム」の箇所については、「会社の内部統制にかかる体制全般」など、適宜な用語を各社の事情により検討されたい。
- (注5) 「監査委員会が定めた監査の方針、業務の分担等」との箇所は、商法特例法第21条の10第1項及び第2項などという「監査委員会が指名する監査委員」の指名を含む意味として言及されている。
- (注6) 「会社の内部統制所管部門等」の箇所については、「会社の内部監査部門その他内部統制所管部門」など、各社の実状に合わせた適宜な部門名等を記載されたい。
- (注7) 子会社調査に関する言及は、各社の実状に応じて記載されたい。
- (注8) 商法施行規則第138条第1項(競業取引等)の取引については、指摘すべき事項がある場合には、監査の方法の概要及び監査の結果について各号ごとに具体的に記載しなければならない。
- (注9) 取締役又は執行役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を認めた場合には、その事実を具体的に記載する。
- (注10) 「常勤」との表示を入れるかどうかは、任意的記載事項である。
- (注11) 各監査委員は、自署した上で押印することが必要である。

<その他>

1. 期中に監査委員が欠けた場合等は、監査報告書にその事実を具体的に注記する。
2. 委員会等設置会社への移行初年度については、事業年度開始時から定時総会終結時までの間の事項に関する監査の方法等について、特段の記載を行うことが考えられる。